

広島県告示第四百十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第十五条第一項の規定によつて、生活保護法による施術を担当する機関として、次のものを指定した。

平成二十九年八月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

氏名	住所	施 術 所		業務の種類	指定年月日
		名称	所在地		
嶋田 桂奈	東広島市西条大坪町八―九 アイランドヒルズ三―二〇	からだ元気治療院 広島安芸店	安芸郡熊野町川角一―一二一	はり・きゆう	平成二九年二月二日
佐伯 敏道	安芸郡熊野町出来庭九丁目三二―四	からだ元気治療院 広島安芸店	安芸郡熊野町川角一―一二一	はり・きゆう	平成二九年四月二三日
兼久 直子	世羅郡世羅町小国五一四二	かねひさ鍼灸整骨院	世羅郡世羅町小国四五〇八―一五	柔道整復	平成二九年五月二日
兼久 直子	世羅郡世羅町小国五一四二	かねひさ鍼灸整骨院	世羅郡世羅町小国四五〇八―一五	はり・きゆう	平成二九年五月二日